

役員給与規程

第1条（総則）

この規程は、財団法人 日本健康・栄養食品協会（以下「協会」という。）に勤務する役員に対する給与の支給に関する事項を定めるものである。

第2条（役員給与）

役員給与は寄附行為第14条第2項に定める理事会において選任された者で第1項の種別によりその給与を支給する。

第3条（給与の支払）

役員給与の支払は、前2条に基づき年額の報酬を月割額として支給するものとする。

- 2 給与の支払をするときは法令若しくは、別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 3 給与の支払については、その都度別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第4条（支給の額）

役員に対する報酬額は、その業務の責任の度合いに応じ、次の額を支給する。

理事長	1,500万円 以内
専務理事	1,300万円 以内
常務理事	1,200万円 以内
理事	1,000万円 以内

- 2 前項に定める報酬額は常勤及び非常勤の勤務状況並びに就任期間において、その都度、理事長の承認を受けた額とする。

第5条（役員退任）

常勤役員が退任（死亡等の場合を含む。）したときは、退任した月をもって給与の支払を停止するものとする。

第6条（役員死亡）

常勤役員が死亡（事故も含む）したときは、弔慰金として報酬額の20%を支払うものとする。

附 則

この規程は、平成8年7月1日から適用する。